

南インド洋漁業協定

背景

公海の漁業資源の長期的な保存・持続可能な利用確保の必要性
⇒ 南インド洋では、まぐろ類以外は資源管理の枠組みが存在せず

➔ 2006年7月、国連食糧農業機関(FAO)主催で協定を全会一致で採択(2012年6月発効)

※ 2014年2月現在、締約国は5箇国(仏、豪、モーリシャス、クック、セーシェル)+EU。
韓も締結検討中。

まぐろ類は、インド洋まぐろ類委員会設置協定(1996年発効、同年我が国締結済み。)により保存管理が実施されており、本協定の対象外。

主な内容

① 締約国会議: **保存管理措置**を決定【第6条】

■ 総漁獲可能量※の設定等

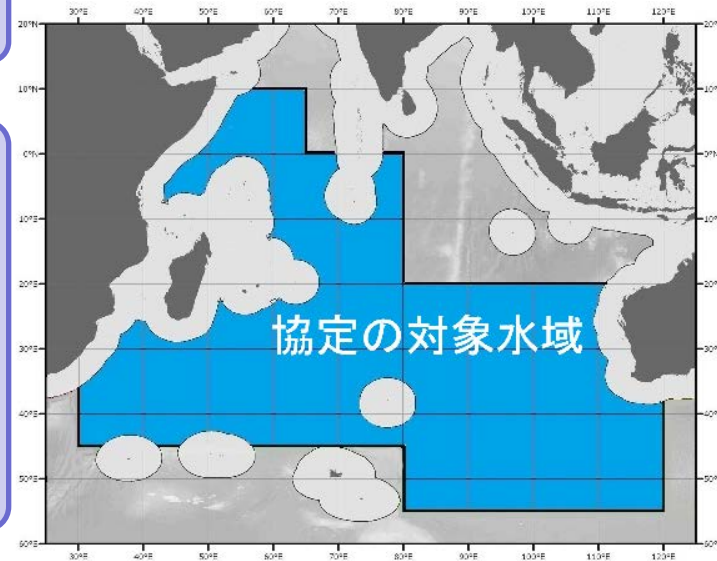
※1年間に漁獲できる魚種毎の総量



② 締約国: 以下の措置を実施

■ 旗国 ⇒ 自国漁船による保存管理措置遵守の確保【第11条】

■ 寄港国 ⇒ 漁獲物の検査等【第12条】



意義・早期締結の必要性

● 南インド洋は日本の遠洋底魚漁業の重要な漁場

⇒ 資源管理・乱獲防止を通じ、**漁業資源の安定供給**に貢献

● **保存管理措置は2015年3月に採択予定**

⇒ 早急に協定を締結し、保存管理措置に関する協議で日本の**漁業権益を確保**する必要あり。

➔ 南インド洋における日本の漁獲量実績(キンメダイ)

2012年: 295トン
(2009年は1,205トン)

【参考】北太平洋における漁獲実績(キンメダイ)
2012年: 773トン(2009年は1,080トン)